

## 2. 安定した出稼就労を確保するための対策

安定した出稼就労の確保のためには、適正な就労経路を確保することが重要です。このため、出稼労働者手帳の交付、出稼労働者台帳の作成、現地選考を行う求人事業主への支援、事業主に対する適正募集の指導などを行っています。

## 3. 就労先における労働条件の確保対策

出稼労働者の就労先での労働災害の発生や労働条件上のトラブルの発生を事前に防止するために、出稼労働者手帳を活用した職業相談、出稼労働者関係事業所台帳の作成、事業主に対する助言・指導などを行っています。

## 4. 職業相談員の配置

上記1～3により出稼労働者の安全で安定した就労を推進するため、都道府県労働局およびハローワークに職業相談員を配置しています。

### ○職業相談員（出稼労働者支援）配置場所一覧

#### ○送出处担当

配置機関名	所在地	電話番号
札幌東公共職業安定所	札幌市豊平区月寒中央通7丁目6-20 JA月寒中央ビル2階	(011) 853-0101
弘前公共職業安定所	弘前市大字南富田町5-1	(0172) 38-8609
五所川原公共職業安定所	五所川原市敷島町37-6	(0173) 34-3171
岩手労働局職業安定部	盛岡市中央通2-1-20 あいおいニッセイ同和損保盛岡中央通ビル	(019) 604-3001
那覇公共職業安定所	那覇市おもろまち1-3-25	(098) 866-8609

#### ○受入地担当

配置機関名	所在地	電話番号
千葉労働局職業安定部	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	(043) 221-4081
東京労働局職業安定部	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	(03) 3512-1664
神奈川労働局職業安定部	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階	(045) 650-2801
愛知労働局職業安定部	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルヂング	(052) 219-5507

その他、都道府県労働局および労働基準監督署においては、事業場に対して、出稼労働者への適正な労働条件の明示をはじめ、賃金、労働時間、有給休暇、労働災害、健康管理、附属寄宿舍の安全基準等労働条件の確保に関する対策を推進しています。

出稼ぎに関する相談を受け付けている関係機関は、次のとおりですので、お気軽にご利用ください。

### 主要ハローワーク（公共職業安定所） 求人・求職をはじめ出稼就労についての相談は

所名	所在地	電話番号
(北海道) 札幌 函館 旭川 (埼玉県) 川口 大宮 浦和 (千葉県) 千葉 市川 (東京都) 飯田橋 上野 渋谷 (神奈川県) 横浜 川崎 (静岡県) 静岡 浜松 (愛知県) 名古屋中 名古屋南 一宮 (大阪府) 大阪東 梅田 大阪西 淀川 (兵庫県) 神戸 灘	〒064-8609 札幌市中央区南十条西14丁目 〒040-8609 函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎 〒070-0902 旭川市春光町10-58  〒332-0031 川口市青木3-2-7 〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40  〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 〒272-8543 市川市南八幡5-11-21  〒112-8577 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎内1～5階 〒110-8609 台東区東上野4-1-2 〒150-0041 渋谷区神南1-3-5  〒231-0005 横浜市中区本町3-30 〒210-0015 川崎市川崎区南町17-2  〒422-8045 静岡市駿河区西島235-1 〒432-8537 浜松市中区浅田町50-2  〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-21-5 総合雇用センター内 〒456-8503 名古屋市中村区旗屋2-22-21 〒491-8509 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎内  〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36 ビップビル1F～3F 〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階 〒552-0011 大阪市港区南市岡1-2-34 〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-4-11  〒650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1 〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2	011 (562) 0101 0138 (26) 0735 0166 (51) 0176  048 (251) 2901 048 (667) 8609 048 (832) 2461  043 (242) 1181 047 (370) 8609  03 (3812) 8609 03 (3847) 8609 03 (3476) 8609  045 (663) 8609 044 (244) 8609  054 (238) 8609 053 (457) 5151  052 (582) 8171 052 (681) 1211 0586 (45) 2048  06 (6942) 4771 06 (6344) 8609 06 (6582) 5271 06 (6302) 4771  078 (362) 8609 078 (861) 8609

### 主要労働基準監督署 労働災害や賃金・労働時間等の労働条件についての相談は

都道府県	所在地	電話番号
(北海道) 札幌中央 函館 旭川 (埼玉県) さいたま 川口 (千葉県) 千葉 船橋 (東京都) 中央 上野 品川 渋谷 (神奈川県) 横浜南 鶴見 川崎南 (静岡県) 静岡 (愛知県) 名古屋北 名古屋東 (大阪府) 大阪中央 大阪西 (兵庫県) 神戸東	〒060-8587 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎7F 〒040-0032 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎 〒078-8505 旭川市宮前通東4155-31 旭川合同庁舎西館6階  〒330-6014 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー14階 〒332-0015 川口市川口2-10-2  〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 〒273-0022 船橋市海神町2-3-13  〒112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階 〒110-0008 台東区池ノ端1-2-22 上野合同庁舎7階 〒141-0021 品川区上大崎3-13-26 〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎5・6階  〒231-0003 横浜市中区北仲通り5-5-7 横浜第2合同庁舎9階 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18 〒210-0012 川崎市川崎区宮前町8-2  〒420-0837 静岡市葵区日出町10-7 田中産商ビル  〒461-8575 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 〒468-8551 名古屋市天白区中平5-2101  〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10 〒550-0014 大阪市西区北堀江1-2-19 アステリオ北堀江ビル9階  〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3階	011 (737) 1190 0138 (23) 1276 0166 (35) 5901  048 (600) 4803 048 (252) 3774  043 (308) 0670 047 (431) 0181  03 (5803) 7381 03 (3828) 6711 03 (3443) 5742 03 (3780) 6527  045 (211) 7374 045 (501) 4968 044 (244) 1271  054 (252) 8106  052 (961) 8653 052 (800) 0792  06 (6941) 0451 06 (6531) 0801  078 (332) 5353

労働基準監督署へは、次の書面の提出が必要です。

- ・法定労働時間を超えて労働させる場合等には「時間外労働・休日労働に関する協定届」
- ・有機溶剤業務等に就かせる場合等には「特殊健康診断結果報告書」
- ・附属の寄宿舎を設置し、出稼労働者を寄宿させる場合等には「寄宿舎設置・移転・変更届」および「寄宿舎規則」
- ・出稼労働者が事業場内、附属寄宿舎内等で死傷し休業した場合等には「労働者死傷病報告」